

五	関税法第一〇四條等の規定に基き、附屬島しょを定める等の省令の一部改正	六	一〇
六	國家公務員等の旅費支給規程の一部改正	九	六
七	米國對日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令の一部改正	八	二
八	所得税法施行細則の一部改正	九	六
九	法人税法施行細則の一部改正	一〇	六
一〇	不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正	一一	七
一一	保険業法施行規則の一部改正	一二	六
一二	教育部省	一三	五
一三	教科書の発行に関する臨時指置法施行規則の一部改正	一四	六
一四	文部省	一五	六
一五	教育部省	一六	六
一六	保健婦助産師看護婦学校養成所指定規則の一部改正	一七	六
一七	文部省、厚生省	一八	六
一八	厚生省	一九	六
一九	厚生省組織規程の一部改正	二〇	六
二〇	未復員者給與法吳共給與施行規則	二一	六
二一	食品衛生法施行規則の一部改正	二二	六

二	食糧管理法施行規則の一部改正	三	二
三	勸業保安法施行規則	四	二
四	勸業保安法施行規則	五	二
五	勸業保安法施行規則	六	二
六	計量器関係公取合規則	七	一
七	計量器関係事業規則	八	一
八	計量器製造事業許可基準規則	九	一
九	計量器修理事業許可基準規則	一〇	一
一〇	計量安全確保規則	一一	一
一一	計量証明事業規則	一二	一
一二	計量関係事業規則	一三	一
一三	計量器使用事業場指定規則	一四	一
一四	計量器使用事業場指定規則	一五	一
一五	計量器使用事業場指定規則	一六	一
一六	計量器使用事業場指定規則	一七	一
一七	計量器使用事業場指定規則	一八	一
一八	計量器使用事業場指定規則	一九	一
一九	計量器使用事業場指定規則	二〇	一
二〇	計量器使用事業場指定規則	二一	一
二一	計量器使用事業場指定規則	二二	一
二二	計量器使用事業場指定規則	二三	一
二三	計量器使用事業場指定規則	二四	一
二四	計量器使用事業場指定規則	二五	一
二五	計量器使用事業場指定規則	二六	一
二六	計量器使用事業場指定規則	二七	一
二七	計量器使用事業場指定規則	二八	一
二八	計量器使用事業場指定規則	二九	一
二九	計量器使用事業場指定規則	三〇	一
三〇	計量器使用事業場指定規則	三一	一
三一	計量器使用事業場指定規則	三二	一
三二	計量器使用事業場指定規則	三三	一
三三	計量器使用事業場指定規則	三四	一
三四	計量器使用事業場指定規則	三五	一
三五	計量器使用事業場指定規則	三六	一
三六	計量器使用事業場指定規則	三七	一
三七	計量器使用事業場指定規則	三八	一
三八	計量器使用事業場指定規則	三九	一
三九	計量器使用事業場指定規則	四〇	一
四〇	計量器使用事業場指定規則	四一	一
四一	計量器使用事業場指定規則	四二	一
四二	計量器使用事業場指定規則	四三	一
四三	計量器使用事業場指定規則	四四	一
四四	計量器使用事業場指定規則	四五	一
四五	計量器使用事業場指定規則	四六	一
四六	計量器使用事業場指定規則	四七	一
四七	計量器使用事業場指定規則	四八	一
四八	計量器使用事業場指定規則	四九	一
四九	計量器使用事業場指定規則	五〇	一
五〇	計量器使用事業場指定規則	五一	一
五一	計量器使用事業場指定規則	五二	一
五二	計量器使用事業場指定規則	五三	一
五三	計量器使用事業場指定規則	五四	一
五四	計量器使用事業場指定規則	五五	一
五五	計量器使用事業場指定規則	五六	一
五六	計量器使用事業場指定規則	五七	一
五七	計量器使用事業場指定規則	五八	一
五八	計量器使用事業場指定規則	五九	一
五九	計量器使用事業場指定規則	六〇	一
六〇	計量器使用事業場指定規則	六一	一
六一	計量器使用事業場指定規則	六二	一
六二	計量器使用事業場指定規則	六三	一
六三	計量器使用事業場指定規則	六四	一
六四	計量器使用事業場指定規則	六五	一
六五	計量器使用事業場指定規則	六六	一
六六	計量器使用事業場指定規則	六七	一
六七	計量器使用事業場指定規則	六八	一
六八	計量器使用事業場指定規則	六九	一
六九	計量器使用事業場指定規則	七〇	一
七〇	計量器使用事業場指定規則	七一	一
七一	計量器使用事業場指定規則	七二	一
七二	計量器使用事業場指定規則	七三	一
七三	計量器使用事業場指定規則	七四	一
七四	計量器使用事業場指定規則	七五	一
七五	計量器使用事業場指定規則	七六	一
七六	計量器使用事業場指定規則	七七	一
七七	計量器使用事業場指定規則	七八	一
七八	計量器使用事業場指定規則	七九	一
七九	計量器使用事業場指定規則	八〇	一
八〇	計量器使用事業場指定規則	八一	一
八一	計量器使用事業場指定規則	八二	一
八二	計量器使用事業場指定規則	八三	一
八三	計量器使用事業場指定規則	八四	一
八四	計量器使用事業場指定規則	八五	一
八五	計量器使用事業場指定規則	八六	一
八六	計量器使用事業場指定規則	八七	一
八七	計量器使用事業場指定規則	八八	一
八八	計量器使用事業場指定規則	八九	一
八九	計量器使用事業場指定規則	九〇	一
九〇	計量器使用事業場指定規則	九一	一
九一	計量器使用事業場指定規則	九二	一
九二	計量器使用事業場指定規則	九三	一
九三	計量器使用事業場指定規則	九四	一
九四	計量器使用事業場指定規則	九五	一
九五	計量器使用事業場指定規則	九六	一
九六	計量器使用事業場指定規則	九七	一
九七	計量器使用事業場指定規則	九八	一
九八	計量器使用事業場指定規則	九九	一
九九	計量器使用事業場指定規則	一〇〇	一

一	電気通信省	二	一
二	私設電信施設無線電信公衆通信取扱規則の一部改正	三	一
三	労働省	四	一
四	職業安定法施行規則の一部改正	五	一
五	建設省	六	一
六	建設省	七	一
七	建設省	八	一
八	建設省	九	一
九	建設省	一〇	一
一〇	建設省	一一	一
一一	建設省	一二	一
一二	建設省	一三	一
一三	建設省	一四	一
一四	建設省	一五	一
一五	建設省	一六	一
一六	建設省	一七	一
一七	建設省	一八	一
一八	建設省	一九	一
一九	建設省	二〇	一
二〇	建設省	二一	一
二一	建設省	二二	一
二二	建設省	二三	一
二三	建設省	二四	一
二四	建設省	二五	一
二五	建設省	二六	一
二六	建設省	二七	一
二七	建設省	二八	一
二八	建設省	二九	一
二九	建設省	三〇	一
三〇	建設省	三一	一
三一	建設省	三二	一
三二	建設省	三三	一
三三	建設省	三四	一
三四	建設省	三五	一
三五	建設省	三六	一
三六	建設省	三七	一
三七	建設省	三八	一
三八	建設省	三九	一
三九	建設省	四〇	一
四〇	建設省	四一	一
四一	建設省	四二	一
四二	建設省	四三	一
四三	建設省	四四	一
四四	建設省	四五	一
四五	建設省	四六	一
四六	建設省	四七	一
四七	建設省	四八	一
四八	建設省	四九	一
四九	建設省	五〇	一
五〇	建設省	五一	一
五一	建設省	五二	一
五二	建設省	五三	一
五三	建設省	五四	一
五四	建設省	五五	一
五五	建設省	五六	一
五六	建設省	五七	一
五七	建設省	五八	一
五八	建設省	五九	一
五九	建設省	六〇	一
六〇	建設省	六一	一
六一	建設省	六二	一
六二	建設省	六三	一
六三	建設省	六四	一
六四	建設省	六五	一
六五	建設省	六六	一
六六	建設省	六七	一
六七	建設省	六八	一
六八	建設省	六九	一
六九	建設省	七〇	一
七〇	建設省	七一	一
七一	建設省	七二	一
七二	建設省	七三	一
七三	建設省	七四	一
七四	建設省	七五	一
七五	建設省	七六	一
七六	建設省	七七	一
七七	建設省	七八	一
七八	建設省	七九	一
七九	建設省	八〇	一
八〇	建設省	八一	一
八一	建設省	八二	一
八二	建設省	八三	一
八三	建設省	八四	一
八四	建設省	八五	一
八五	建設省	八六	一
八六	建設省	八七	一
八七	建設省	八八	一
八八	建設省	八九	一
八九	建設省	九〇	一
九〇	建設省	九一	一
九一	建設省	九二	一
九二	建設省	九三	一
九三	建設省	九四	一
九四	建設省	九五	一
九五	建設省	九六	一
九六	建設省	九七	一
九七	建設省	九八	一
九八	建設省	九九	一
九九	建設省	一〇〇	一

一	電気通信省	二	一
二	私設電信施設無線電信公衆通信取扱規則の一部改正	三	一
三	労働省	四	一
四	職業安定法施行規則の一部改正	五	一
五	建設省	六	一
六	建設省	七	一
七	建設省	八	一
八	建設省	九	一
九	建設省	一〇	一
一〇	建設省	一一	一
一一	建設省	一二	一
一二	建設省	一三	一
一三	建設省	一四	一
一四	建設省	一五	一
一五	建設省	一六	一
一六	建設省	一七	一
一七	建設省	一八	一
一八	建設省	一九	一
一九	建設省	二〇	一
二〇	建設省	二一	一
二一	建設省	二二	一
二二	建設省	二三	一
二三	建設省	二四	一
二四	建設省	二五	一
二五	建設省	二六	一
二六	建設省	二七	一
二七	建設省	二八	一
二八	建設省	二九	一
二九	建設省	三〇	一
三〇	建設省	三一	一
三一	建設省	三二	一
三二	建設省	三三	一
三三	建設省	三四	一
三四	建設省	三五	一
三五	建設省	三六	一
三六	建設省	三七	一
三七	建設省	三八	一
三八	建設省	三九	一
三九	建設省	四〇	一
四〇	建設省	四一	一
四一	建設省	四二	一
四二	建設省	四三	一
四三	建設省	四四	一
四四	建設省	四五	一
四五	建設省	四六	一
四六	建設省	四七	一
四七	建設省	四八	一
四八	建設省	四九	一
四九	建設省	五〇	一
五〇	建設省	五一	一
五一	建設省	五二	一
五二	建設省	五三	一
五三	建設省	五四	一
五四	建設省	五五	一
五五	建設省	五六	一
五六	建設省	五七	一
五七	建設省	五八	一
五八	建設省	五九	一
五九	建設省	六〇	一
六〇	建設省	六一	一
六一	建設省	六二	一
六二	建設省	六三	一
六三	建設省	六四	一
六四	建設省	六五	一
六五	建設省	六六	一
六六	建設省	六七	一
六七	建設省	六八	一
六八	建設省	六九	一
六九	建設省	七〇	一
七〇	建設省	七一	一
七一	建設省	七二	一
七二	建設省	七三	一
七三	建設省	七四	一
七四	建設省	七五	一
七五	建設省	七六	一
七六	建設省	七七	一
七七	建設省	七八	一
七八	建設省	七九	一
七九	建設省	八〇	一
八〇	建設省	八一	一
八一	建設省	八二	一
八二	建設省	八三	一
八三	建設省	八四	一
八四	建設省	八五	一
八五	建設省	八六	一
八六	建設省	八七	一
八七	建設省	八八	一
八八	建設省	八九	一

三六六	(一) 警察署	三
四〇一	(一) 警察署	三
三三一	町の境界変更(長野県)	三
三三二	市村の境界分合(愛知県)	三
三三三	(鹿兒島県)	三
三三三	(三) 参照	三
三四	(三三) 参照	三
三五	(三三) 参照	三
三八	(三三) 参照	三
三九	村の境界分合(京都府)	三
四〇	(三) 参照	三
四一	ドイツ財産でなくなる財	三
四六	指定	三
四七	村を町とする趣分(北海	三
	道廳町)	三
四八	(同女満別町)	三
四九	(同桃別町)	三
五〇	(同大勝町)	三
五一	(同三石町)	三
五二	(同鶴部町)	三
五三	(一九参照)	三
	●統計委員会	
一	昭和二十四年統計委員会告	三
	示第一号の一部改正	三
二		三
	●公益事業委員会	
二	電気の使用制限の開始等	三
	について	三
三		三
四	電気事業関係公益事業令	三
	施行規則により許可を要	三
	しない軽微な変更等につ	三
	いて定める件	三

一	●国庫公安委員会	二
	公告(鹿兒島県警察署の指	二
二	本署火災警知設備規程	二
	の勧告	二
三	公設火災警知機保守規格	二
	の勧告	二
四	公設火災警知機検定規程	二
	●地方財政委員会	
二	地方競馬を行うことので	二
	きる村指定(新潟県大島	二
	村)	二
三	(香川県高松市)	二
四	自転車競走を行うこと	二
	のできる市指定(愛知県)	二
五	(鈴鹿市)	二
	●外国為替管理委員会	
一	期限付のアメリカ合衆国	二
	通貨表示の手形の決済に	二
	よる輸入の標準決済方法	二
二	昭和二五年外国為替管理	二
	委員会告示第一号の一部	二
	改正	二
	●電波監理委員会	
三四一	無線局の空中線の型式等	二
	変更(国家公安委員会所	二
	属鹿児島地区警察署構	二
	内)	二
三四二	(同右所屬鹿児島警察	二
	本部構内)	二
四一〇	(同右所屬那賀西地	二
	区警察署)	二
四一一	(同右所屬同警察署	二
	木頭派出所)	二
四二二	(同右所屬三好地区	二
	警察署)	二

四八五	(一) 無線局の呼出符号等変更	二
三四三	無線局の呼出符号変更	二
	(国家公安委員会所屬北	二
	字和地区警察署)	二
四五五	(第一共栄丸)	二
四五六	(第二興南丸)	二
四五七	(第三新生丸)	二
三四四	無線局の電波の型式等変	二
	更(航空庁所屬大島無線	二
	標識局)	二
三六七	(第一舞鶴丸)	二
三七六	(第八有漁丸)	二
三七七	(第九松丸)	二
三七八	(第十五松丸)	二
四二八	(第六五水丸)	二
四二九	(第六共同丸)	二
四三〇	(第一新春丸)	二
四三一	(第二感厚丸)	二
四三二	(第三和丸)	二
四三三	(第三定勝丸)	二
四三四	(第一京丸)	二
四三五	(第三号三立丸)	二
四三六	(第一藤運丸)	二
四四一	(海上保安庁所屬伏	二
	木実用化試験局)	二
六四八	(航空庁所屬福岡無	二
	線標識局)	二
三四五	無線局の呼出符号等変更	二
	(海上保安庁所屬鹿児島	二
	固定局)	二
三四六	無線局承認(海上保安庁	二
	所屬)	二
三五二	(りんど)	二
三五六	(ばき)	二
四〇三	(国家公安委員会所	二
	屬)	二

四〇九	(第一上野中野無線	二
四一〇	(同)	二
四一三	(同)	二
四四七	(建設省所屬)	二
四六二	(名古屋市長官安委員	二
四六六	(同)	二
四六六	(同)	二
五二一	(国家公安委員会所	二
五二四	(同)	二
五二五	(同)	二
五三〇	(同)	二
五三〇	(同)	二
五三九	(同)	二
五四〇	(同)	二
五五五	(さわぎ)	二
五五六	(あきづき)	二
五五七	(よし)	二
五五九	(第十伸洋丸)	二
五五九	(こすもす)	二
五六〇	(ふゆづき)	二
五六一	(あじさい)	二
五六六	(国家公安委員会所	二
	屬)	二
五七〇	(同)	二
五七四	(同)	二
五七八	(同)	二
五八四	(同)	二
五八五	(同)	二
五八六	(同)	二
五八九	(同)	二
五九〇	(同)	二
五九三	(同)	二

二二七	等) (朝日信託銀行株式会社 本社店)	七	一五二						
二二八	外国為替業務を営む銀行 認可(株式会社山口銀行)	七	二二二						
二二九	(一九四参照)		二二二						
二三〇	(一九八参照)		二二二						
二三一	(一九四参照)		二二二						
二三二	(一九四参照)		二二二						
二三三	(一九七参照)		二二二						
二三四	(一九七参照)		二二二						
二三五	(一九七参照)		二二二						
二三六	(一九七参照)		二二二						
二三七	(一九七参照)		二二二						
二三八	(一九七参照)		二二二						
二三九	(一九七参照)		二二二						
二四〇	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四一	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四二	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四三	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四四	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四五	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四六	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四七	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四八	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二四九	外国為替管理令第一三條 第二項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合指定	七	二二二						
二五〇	外国にある不動産を取得 し、又は処分すること ができる場合指定	二	二二二						
二五一	外国為替管理令第一一條 第一項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて支払等が できる場合指定する告示	二	二二二						
二五二	小細紙幣整理法第二條但 書による地域指定に関する 告示の一部改正	二	二二二						
二五三	郵政官署において取り扱 う郵政官署の受入及び払渡 に関する規則により大蔵 大臣の指定する資金前渡 官吏	三	二二二						
二五四	(一九四参照)		二二二						
二五五	(一九四参照)		二二二						
二五六	(一九四参照)		二二二						
二五七	(一九七参照)		二二二						
二五八	(一九七参照)		二二二						
二五九	(一九七参照)		二二二						
二六〇	(一九七参照)		二二二						
二六一	(一九七参照)		二二二						
二六二	(一九七参照)		二二二						
二六三	(一九七参照)		二二二						
二六四	(一九七参照)		二二二						
二六五	旧監理官法施行令によ り丹羽株式会社の上業に 関する管理人解任	三	二二二						
二六六	適合財産の返還等に關 する政令により財産を讓 渡する命令	三	二二二						
二六七	右政令により財産を讓渡 し、引き渡す命令	三	二二二						
二六八	(一九七参照)		二二二						
二六九	(一九七参照)		二二二						
二七〇	(一九七参照)		二二二						
二七一	(一九四参照)		二二二						
二七二	(一九八参照)		二二二						
二七三	(一九八参照)		二二二						
二七四	(一九八参照)		二二二						
二七五	(一九四参照)		二二二						
二七六	(一九四参照)		二二二						
二七七	(一九四参照)		二二二						
二七八	(一九四参照)		二二二						
二七九	(一九四参照)		二二二						
二八〇	(一九四参照)		二二二						
二八一	(一九七参照)		二二二						
二八二	援助資金中小企業貸付の 取扱金庫附設指定	二	二二二						
二八三	適合国財産管理人委任	二	二二二						
二八四	(一九八参照)		二二二						
二八五	(一九八参照)		二二二						
二八六	(一九四参照)		二二二						
二八七	(一九四参照)		二二二						
二八八	(一九四参照)		二二二						
二八九	(一九四参照)		二二二						
二九〇	(一九四参照)		二二二						
二九一	株式会社千葉興業銀行の 銀行業を営むことの免許 並びに貯蓄銀行業務の兼 営認可	二	二二二						
二九二	(一九七参照)		二二二						
二九三	(一九七参照)		二二二						
二九四	(一九七参照)		二二二						
二九五	(一九七参照)		二二二						
二九六	(一九七参照)		二二二						
二九七	(一九七参照)		二二二						
二九八	(一九七参照)		二二二						
二九九	(一九七参照)		二二二						
三〇〇	(一九七参照)		二二二						
三〇一	(一九七参照)		二二二						
三〇二	(一九七参照)		二二二						
三〇三	(一九七参照)		二二二						
三〇四	(一九七参照)		二二二						
三〇五	(一九七参照)		二二二						
三〇六	(一九七参照)		二二二						
三〇七	(一九七参照)		二二二						
三〇八	(一九七参照)		二二二						
三〇九	(一九七参照)		二二二						
三一〇	(一九七参照)		二二二						
三一一	(一九七参照)		二二二						
三一二	(一九七参照)		二二二						
三一三	(一九七参照)		二二二						
三一四	(一九七参照)		二二二						
三一五	(一九七参照)		二二二						
三一六	外国為替管理令第一一條 第一項の大蔵大臣の許可 を受けるに代つて債権の発生 等の当事者となること ができる場合等指 定	九	二二二						
三一七	酒類の級別及び類別の決 定に関する告示の一部改 正	九	二二二						
三一八	(一九七参照)		二二二						
三一九	(一九七参照)		二二二						
三二〇	(一九七参照)		二二二						
三二一	(一九七参照)		二二二						
三二二	(一九七参照)		二二二						
三二三	(一九七参照)		二二二						
三二四	(一九七参照)		二二二						
三二五	(一九七参照)		二二二						
三二六	ドイツ財産でなくなる財 産指定	三	二二二						
三二七	(一九七参照)		二二二						
三二八	(一九七参照)		二二二						
三二九	(一九七参照)		二二二						
三三〇	(一九七参照)		二二二						
三三一	(一九七参照)		二二二						
三三二	(一九七参照)		二二二						
三三三	(一九七参照)		二二二						
三三四	(一九七参照)		二二二						
三三五	(一九七参照)		二二二						
三三六	大蔵省の所管に属する船 舶の登記、登録について の大蔵大臣の代理官指定	三	二二二						
三三七	閉鎖機関が所有する株式 及び出資に係る未払込株 金又は未払込出資金の払 込期限指定	三	二二二						
三三八	(一九四参照)		二二二						
三三九	(一九四参照)		二二二						
三四〇	(一九四参照)		二二二						
三四一	(一九四参照)		二二二						
三四二	(一九四参照)		二二二						
三四三	(一九四参照)		二二二						
三四四	(一九四参照)		二二二						
三四五	(一九四参照)		二二二						
三四六	(一九四参照)		二二二						
三四七	(一九四参照)		二二二						
三四八	(一九四参照)		二二二						
三四九	(一九四参照)		二二二						
三五〇	(一九四参照)		二二二						
三五二	(一九七参照)		二二二						
三五三	(一九七参照)		二二二						
三五四	(一九七参照)		二二二						
三五五	(一九七参照)		二二二						
三五六	(一九七参照)		二二二						
三五七	(一九七参照)		二二二						
三五八	(一九七参照)		二二二						
三五九	(一九七参照)		二二二						
三六〇	(一九七参照)		二二二						
三六一	(一九七参照)		二二二						
三六二	(一九七参照)		二二二						
三六三	(一九七参照)		二二二						
三六四	(一九七参照)		二二二						
三六五	(一九七参照)		二二二						
三六六	(一九七参照)		二二二						
三六七	(一九七参照)		二二二						
三六八	(一九七参照)		二二二						
三六九	(一九七参照)		二二二						
三七〇	(一九七参照)		二二二						
三七一	(一九七参照)		二二二						
三七二	(一九七参照)		二二二						
三七三	(一九七参照)		二二二						
三七四	(一九七参照)		二二二						
三七五	(一九七参照)		二二二						

三三六 三三七 三八〇	の学科指定の件等の一部改正 食品衛生法による食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び基準を定める件の一部改正 使用内用薬等の購入価格に関する基準の一部改正	五四 一般材等の規格証票の様式及び表示の方法に関する件の一部改正 五五 蘭糸価格安定法により標準糸の最高価格及び最低価格指定 五八 昭和二十七年における食糧管理法施行規則第一〇條第二項の変更事務の取扱期間	二六 (第四九回) 二七 (第四四回) 三一 (第三七回) 三三 (第一回) 三四 (第五五回) 三六 (第一回) 三九 (同) 四〇 (第六回) 四三 (第四六回)
三三六 (一九七参照)	外国為替及び外国貿易管理法により両營業務を営む營業所の廃止の届出受理(株式会社山口銀行本店)	五九 (五七参照)	二八 石炭等情動態統計調査規則による調査要領紙の様式に関する件の一部改正
三八一 (一八七参照)	●農林省 森林火災国営保險法施行令による保險料率及び保險金額の標準の一部改正	六〇 (五七参照)	二九 昭和二十七年の工業化試験補助金交付申請書の提出期限
三八二 (一八五参照)	●農林省 森林火災国営保險法施行規則による保險料率及び保險金額の標準の一部改正	六一 (五一参照)	三〇 昭和二十七年の鐵工業技術研究補助金交付申請書等の提出期限
三八三 (一九四参照)	●農林省 自作農創設特別措置法に基き、買取又は使用予定地域指定(鳥取県)	六二 (五一参照)	三一 (二七参照)
三八七 (一九七参照)	●農林省 食糧管理法施行規則第一六條に基く告示 管轄区域の指定に関する件の一部改正	六三 (五一参照)	三二 (二七参照)
三九〇 (一九四参照)	●農林省 食糧管理法施行規則第一六條に基く告示 管轄区域の指定に関する件の一部改正	六四 (五一参照)	三三 (二七参照)
●文部省 通信教育用学習用書の檢定申請受理種目	四一 食糧管理法施行規則第一六條に基く告示 管轄区域の指定に関する件の一部改正	六五 (五一参照)	三四 (二七参照)
●厚生省 ベニシロ基壇の一部改正	四二 勝瓜口土地改良区の理事の氏名及び住所	六六 (五一参照)	三五 (二七参照)
二四 健康保險組合の合併認可 (養生堂と養生堂東京工場)	四三 肥料の登録	六七 (五一参照)	三六 (二七参照)
二五 理容師(美容師)養成施設指定	四四 種馬鈴し、検査規程の一部改正	六八 (五一参照)	三七 (二七参照)
二六 社会福祉事業法による養成機關指定	四五 農薬の再登録	六九 (五一参照)	三八 (二七参照)
二七 第三回看護師國家試験の受験場所及び期日並びに受験願書の提出期限等	四六 農薬の登録	七〇 (五一参照)	三九 (二七参照)
二八 生物學的製液製造施設規則第一四條等に規定する試験品の数量を定める件の一部改正	四七 禁煙区設置(東京都)	七一 (五一参照)	四〇 (二七参照)
二九 身体障害者福祉司の資格要件についての社会事業	四八 保安林指定(栃木県)	七二 (五一参照)	四一 (二七参照)
	四九 漁業法に基き、湖沼指定漁獲指定	七三 (五一参照)	四二 (二七参照)
	五〇 蘭糸価格安定法施行令第四條第二項の基準	七四 (五一参照)	四三 (二七参照)
	五二 蘭糸価格安定法施行令第四條第二項の基準	七五 (五一参照)	四四 (二七参照)
	五三 農林物資規格法に基く登録管理機關の登録	七六 (五一参照)	四五 (二七参照)
		七七 (五一参照)	四六 (二七参照)
		七八 (五一参照)	四七 (二七参照)
		七九 (五一参照)	四八 (二七参照)
		八〇 (五一参照)	四九 (二七参照)
		八一 (五一参照)	五〇 (二七参照)
		八二 (五一参照)	五一 (二七参照)
		八三 (五一参照)	五二 (二七参照)
		八四 (五一参照)	五三 (二七参照)
		八五 (五一参照)	五四 (二七参照)
		八六 (五一参照)	五五 (二七参照)
		八七 (五一参照)	五六 (二七参照)
		八八 (五一参照)	五七 (二七参照)
		八九 (五一参照)	五八 (二七参照)
		九〇 (五一参照)	五九 (二七参照)
		九一 (五一参照)	六〇 (二七参照)
		九二 (五一参照)	六一 (二七参照)
		九三 (五一参照)	六二 (二七参照)
		九四 (五一参照)	六三 (二七参照)
		九五 (五一参照)	六四 (二七参照)
		九六 (五一参照)	六五 (二七参照)
		九七 (五一参照)	六六 (二七参照)
		九八 (五一参照)	六七 (二七参照)
		九九 (五一参照)	六八 (二七参照)
		一〇〇 (五一参照)	六九 (二七参照)

四二	特殊通信日附印使用(万国郵便連合加入七五年記念)	日外	四
四四	那珂湊郵便局を特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする件	元	八
四四	会記念)	元	八
四四	那珂湊郵便局を特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする件	元	八
四四	(四二参照)	元	八
四五	簡易郵便局廃止(大津)	元	八
四六	簡易郵便局設置(中牧)	元	八
四七	郵便差出箱の形状追加	元	八
四八	現金封かん紙発行(五銭壳)	元	八
四九	汎求人通信日附印使用	元	八
五〇	(二一参照)	元	八
五一	(二六参照)	元	八
五二	郵便局廃止(品川文倉)	元	八
五三	(二〇参照)	元	八
五四	(四九参照)	元	八
五五	(二七参照)	元	八
五七	六甲小袋書封発行	元	八
五八	(三三参照)	元	八
五九	(二〇参照)	元	八
六〇	航空郵便物の運送区間及び日時の変更	元	八
●電気通信省			
三二	国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限に関する件の一部改正	元	八
三七	電話交換業務開始(両国郵便局)	元	八
四六	(由利院内郵便局)	元	八
四八	(上野郵便局)	元	八
三三	電話通話事務開始(両国郵便局等)	元	八
四七	(松尾郵便局等)	元	八
四九	(滝田郵便局)	元	八
三五	電話交換業務廃止(串光寺郵便局)	元	八
五〇	(大分萩原郵便局)	元	八
三六	無線中継所の設置又は廃止	元	八
三七	船舶託送発受所設置(第一三和歌丸等)	元	八
三八	電気通信施設区移転(相模)	元	八
三九	内閣中継所設置(清水等)	元	八
四〇	内閣和文電報の受付事務開始(坂本郵便局)	元	八
四一	度教科金制施行(藤沢電報通話局)	元	八
四二	直通無線電信連絡設定(東京国際電報局とオースロにおける電報局)	元	八
四三	地方電気通信普及地方電気通信管理所の名称、位置及び管轄区域に関する件の一部改正	元	八
四四	水底電線を布施し、線路区域指定(鳥取県・鳥根県)	元	八
四六	(三三参照)	元	八
四八	(三三参照)	元	八
四九	(三三参照)	元	八
五〇	(三三参照)	元	八
五一	電報電話局設置(八日市場等)	元	八
五二	電気通信施設区廃止(八日市場等)	元	八
五三	無線電報取扱所設置(熊瀬丸等)	元	八
五四	無線電報取扱所の施設事項変更(長日丸等)	元	八
五五	無線電報取扱所廃止(佐賀丸)	元	八
五六	国際電報の取扱について外国の主管庁又は認められた私企業等の定める隨意規定事項に関する件の一部改正	元	八
五七	(三三参照)	元	八
●労働省			
一	労働衛生試験研究費補助金交付規程の一部改正	元	八
二	同右規程に基き、昭和七年度において労働大臣が必要と認める課題及び労働衛生試験(研究費補助金交付申請書の提出期限を定める件	元	八
●建設省			
一一	国道の改築工を終了(静岡県等)	元	八
一二	砂防設備を要する土地指定(山梨県)	元	八
一三	(宮崎県)	元	八
一四	(福岡県)	元	八
一五	昭和二六年一二月分建築費及び住宅動態統計の集計結果	元	八
一六	新都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	元	八
一七	都市計画区域指定(新潟県津川)	元	八
一八	(兵庫県山崎)	元	八
一九	(愛知県知立)	元	八
二〇	三條都市計画街路事業及びその執行年度割決定	元	八
二一	三條都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定	元	八
二二	吉田都市計画街路変更並びに同右	元	八
二三	相川都市計画街路追加並びに同右	元	八
二四	新発田都市計画公園並びに同右	元	八
二五	五泉都市計画水利施設並びに同右	元	八
二六	五泉都市計画公園並びに同右	元	八
二七	新井都市計画街路並びに同右	元	八
二八	三條都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定	元	八
二九	高田都市計画公園事業及びその執行年度決定	元	八
三〇	長岡特別都市計画街路事業及び同右	元	八
三一	富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定	元	八
三二	高岡都市計画街路変更	元	八
三三	高岡都市計画街路事業及びその執行年度決定	元	八
三四	富山都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度決定	元	八
三五	富山都市計画富山南部土地區画整理決定	元	八
三六	入善都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定	元	八
三七	新潟都市計画街路及び同右	元	八
三八	大沢野都市計画街路及び同右	元	八
三九	加賀都市計画街路変更追加及び同右	元	八
四〇	大石都市計画街路決定	元	八

